

下水道の供用開始

広田・津井・賀集・福良の一部で下水道が供用開始に

- 広田地区（山添・川向・中田・大丸）・・・（14ページ図①）
- 津井地区（中央・本村・西本村）・・・（14ページ図②）
- 賀集地区（鍛冶屋・賀集・八幡西・八幡南・八幡中・八幡北・立川瀬）・・・（15ページ図③）
- 福良地区（南八反・北八反・岩端・大江・祖江・玉造）・・・（15ページ図④）

の全域ならびに一部で下水道が使用できます。

公共下水道の污水管布設工事広田浄化センター・津井浄化センター・賀集浄化センター・福良浄化センター（下水処理場）が完成し、**3月31日から**下水道が使用出来るようになりました。

下水道を利用できる区域の拡大

- 市榎列処理区（大榎列・西川・十一ヶ所・善光寺の一部）・・・（16ページ図⑤）
- 八木榎列処理区（上幡多・下幡多・山所・鳥井・新庄・徳野の一部）・・・（16ページ図⑥）
- 神代処理区（経所・国上・城家の一部）・・・（17ページ図⑦）
- 阿万処理区（稲田南・伊賀野・筒井の一部）・・・（17ページ図⑧）

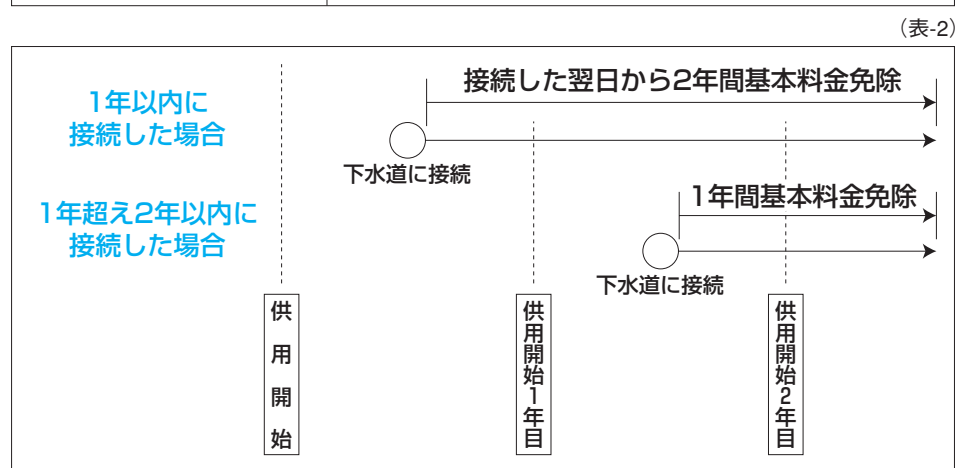
公共下水道の市榎列処理区、八木榎列処理区、神代処理区、阿万処理区では**3月31日から**下水道を使用できる区域が拡大されました。

この地域の皆さんは、家庭からでる污水を直接公共下水道に流すことができるようになりました。市が設置した公共ますに接続する排水設備工事をお願いします。

- **手続きの流れ**
- ① 指定工事店に排水設備工事を依頼してください。
 - ② 指定工事店が設計・見積し内容を検討した上で契約してください。
 - ③ 市に排水設備計画申請を提出してください。
 - ④ 市で申請された排水設備計画が、法令などに適合しているか確認し、適合と判断すれば、排水設備計画確認書を交付します。
 - ⑤ 工事着手します。
 - ⑥ 工事が完成すれば、排水設備工事完了届を提出してください。
 - ⑦ 市の職員が、計画どおり施工されたか検査を行います。合格すると排水設備工事検査証を交付し、その日から下水道が使用できます。

● **下水道使用料の減免額**

供用開始から	下水道使用料の免除額
1年以内に接続	2年間の基本料金(1,260円/円) 1,260×12(か月)×2(年) = 30,240円免除
1年を超え2年以内に接続	1年間の基本料金(1,260円/円) 1,260×12(か月)×1(年) = 15,120円免除



● **下水道使用料**

基本使用料(1か月につき)	従量使用料(1m³につき)	
	10m³以下 1,260円	11m³～20m³
21m³～30m³		147円
31m³～50m³		168円
51m³～100m³		189円
101m³以上		220円

早期に接続された方は、減免されます

汚水処理施設供用開始（各戸の公共ますが使用できるようになった日）から2年以内に排水設備工事を実施し、公共ますに接続された方については、下水道料金の基本料金（月額1260円）が2年間もしくは、処理場の運転やマンホール、下水道を使用されますと、下水道使用料を納めていただくこととなります。

くは1年間免除となる「下水道施設早期接続者減免制度」があります（表1・2）。

皆さんからいただいた使用料は、処理場の運転やマンホール、下水道を使用されますと、下水道使用料を納めていただくこととなります。

● **使用料金**

使用者が、排除した汚水の量（上水道使用水量）に応じた料金表により計算されます（表3）。

● **支払時期と支払い方法**

上水道料金 福祉世帯用途の認定

65歳以上の一人暮らしの方、または生活困窮者で使用水量の少ない方については、申請により福祉世帯用途の認定をいたします。

希望される方は、お近くの総合窓口か企業経営課（☎50・3037）までお問い合わせください。

問い合わせ

企業経営課下水道経営係
☎50・3037
〒656・0592 南あわじ市福良甲512番地

上水道のメーター検針を毎月行います。これにあわせ、上水道使用料金と下水道使用料金の合計額を納めていただきます。

口座振替の場合、毎月27日に指定された口座から引き落としします。

納付書による場合、毎月末日までに金融機関または総合窓口センターでお支払いください。

早期に接続された方は、減免されます

くは1年間免除となる「下水道施設早期接続者減免制度」があります（表1・2）。

● **使用料金**

使用者が、排除した汚水の量（上水道使用水量）に応じた料金表により計算されます（表3）。

上水道のメーター検針を毎月行います。これにあわせ、上水道使用料金と下水道使用料金の合計額を納めていただきます。

排水設備工事の開始

下水道処理区域にお住まいの皆さんは、トイレや台所、風呂などの污水を「公共ます」へ流すための排水設備工事を行っていただきます。

また処理区域内では、建物所有者等に次のことが義務づけられます。

- ◎ **汲み取り便所は水洗トイレに汲み取り便所は供用開始から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。**
- ◎ **浄化槽の廃止**

汚水は、下水処理場で処理することになりますので、できるだけ早く浄化槽を廃止し公共下水道に流すようにしてください。

- ◎ **台所、風呂場などから出る汚水も公共下水道へ**

台所、風呂場などから出る汚水も排水設備工事を行い、公共下水道に流すようにしてください。

？ **排水設備とは...**

水洗トイレ、浴室、台所などから公共ますまでの範囲をいい、皆さんが個人で設置し、維持管理する設備です。